



国海査第45号の2
平成24年5月16日

社団法人 日本船舶品質管理協会
会長 山田 信三 殿

国土交通省 海事局長
森 雅 人



RFD JAPAN LIMITED 製両面膨脹式救命いかだ (SURVIVA100 型) に係る整備事業場の認定について

近年、定員が100人程度の膨脹式救命いかだが開発されています。我が国においても、RFD JAPAN LIMITED 製造の両面膨脹式救命いかだ (SURVIVA100 型) が平成16年に型式承認を受け、船舶に搭載されるようになってきました。

従来、定員が50人以下である膨脹式救命いかだについて、整備規程を認可するとともに、整備事業場の認定基準を定め、整備事業場を認定してきたところですが、定員が50人を超える膨脹式救命いかだの整備規程の認可及び整備事業場の認定の取扱を定めていない状況にあります。

このような状況を受け、RFD JAPAN LIMITED 製両面型膨脹式救命いかだ (SURVIVA100 型) に係る整備規程の認可及び整備事業場の認定等について、別添のとおり取扱うこととしましたので、通知いたします。



RFD JAPAN LIMITED 製両面式膨脹式救命いかだ (SURVIVA100 型) の整備規程の
認可及び整備事業場の認定の取扱いについて

1. SURVIVA100 型の整備規程の認可について

両面膨脹式救命いかだ (SURVIVA100 型) の整備規程の認可については、整備に必要な施設、設備、人員等が従来の膨脹式救命いかだ及び大型 (50 人乗り) 膨脹式救命いかだの場合と異なることから、これらと別類型として取扱い、今後「RFD JAPAN LIMITED 製 両面膨脹式救命いかだ (SURVIVA100 型) 整備規程」として認可することとする。

2. SURVIVA100 型の整備事業場の認定について

- (1) 整備事業場の認定については、両面膨脹式救命いかだ (SURVIVA100 型) は、膨脹式救命いかだ及び大型 (50 人乗り) 膨脹式救命いかだとは別類型として取扱い、別途 RFD JAPAN LIMITED 製 両面膨脹式救命いかだ (SURVIVA100 型) の整備事業場として認定することとする。
- (2) 認定に当たっては、船舶検査心得 1-3 船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則 (以下「心得」という。) 21.1(b) の規定にかかわらず、地方運輸局長限りで認定して差し支えない。
- (3) 認定の基準運用については、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則及び心得の該当条項並びに昭和 51 年 3 月 26 日付け舶査第 154 号 (「膨脹式救命いかだ整備事業場認定の基準細則及び膨脹式救命いかだ整備事業場調査について」) 別紙 1 の規定によるものとする。ただし、同通達の規定にかかわらず、別表左項に掲げる事項については同表右項に掲げる基準によるものとする。
- (4) 認定書の交付に当たっては、認定に係る船舶又は物件の範囲の欄を、「RFD JAPAN LIMITED 製 両面膨脹式救命いかだ (SURVIVA100 型) (整備規程第 号)」等と記載し、物件を特定すること。

はかり 第2号1.(b)(1)	1.(b)(1) 2イの「はかり」は、秤量50kg程度のものとする。
作業場 第2号1.(c)(1)(i) 及び(ii)	1.(c)(1) (i) いかだの円滑な整備に支障のない形状であり、かつ、当該いかだの最小床面積(当該いかだ分割整備できる場合は分割されたそれぞれの部分の最小床面積)を展張するに十分な広さの床を有し、少なくとも100㎡以上であること(整備規程に記述されるいかだの最小床面積を参考とすること)。 (ii) 屋内に設けられており、かつ、いかだ底面の大部分を目視できるようにいかだを容易に回転させる又は持ち上げるため、十分な高さの天井高さを有し、少なくとも4.3m以上あること(整備規程に記述されるいかだの最大高さ及び回転方向の最大幅を参考とすること)。
洗浄場所 第2号(c)(2)	(2) いかだを点検及び整備前に水洗いする場所は、同いかだの一部を展張するに十分な広さを有し、少なくとも40㎡以上であること。
揚荷設備 第2号(c)(5)	(5) いかだの円滑な整備に支障のないよう、当該いかだの最大質量(当該いかだ分割整備できる場合は分割されたそれぞれの部分質量)を揚降するに十分な能力の揚荷設備を有し、少なくとも制限荷重1トン以上であること(整備規程に記述されるいかだの最大質量を参考とすること)
人員 第3号2.(a)	2.(a) 次の人員を有していること。 なお、整備主任者及び直接監督者の資格については舶査第154号(昭和51年3月26日付)の規定を準用することとする。 整備主任者 1人 直接監督者 1人以上 上記の者を除く整備作業従事者の合計5人以上
整備実績	救命いかだ整備事業場として認定を受けており、過去5年間の整備実績が救命いかだ及び大型救命いかだを合わせて250台以上であること。

[備考]

両面膨脹式救命いかだ(SURVIVA100型)に係る整備事業場が膨脹式救命いかだ(25人乗り以下)整備事業場、大型膨脹式救命いかだ整備事業場又は降下式乗り込み装置サービスステーションとして認定又は承認されている場合、施設、面積、設備、備品類並びに整備主任者、直接監督者及び整備作業従事者について、重複していても差し支えないものとする。